

(2) 休暇制度

① 有給休暇

- ・ 年次有給休暇……年間20日（ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる）
- ・ 病気休暇……結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、悪性新生物による疾病、精神疾患、膠原病、その他の私傷病の療養に要する休暇
- ・ 特別休暇……公民権行使、官公署出頭、骨髄移植、ボランティア、結婚、生理、産前・産後、育児、配偶者出産、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故、災害時退勤などに要する休暇

年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
2,878日	806.7日	75人	11日	28.0%

（調査対象者：H26年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員）

② 無給休暇

- ・ 介護休暇……職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母などが負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護に要する休暇
- ・ 組合休暇……職員団体の業務または活動に従事する場合の休暇

(3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・ 育児休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得できる制度
- ・ 部分休業……3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる制度
- ・ 育児短時間勤務……子が小学校就学の始期に達するまでの期間、職員が希望する日及び時間帯で勤務することができる制度

育児休業及び部分休業の取得状況

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容		処分者数	処分内容
分限処分	免職	0人	
	降任	0人	
	休職	2人	1年1人、3ヶ月1人
	失職	0人	
懲戒処分	免職	0人	
	停職	0人	
	減給	1人	10%・3ヶ月
	戒告	1人	